

○内閣府令第五十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十九条第一項、第九十三条第三項及び第百十四条の六の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(免許申請書)

第十七条 「略」

2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

「一〇八 略」

九 申請前六月以内に撮影した無帽（免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものである（以下「申請用写真」という。）

3 「略」

改正前

(免許申請書)

第十七条 「同上」

2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

「一〇八 同上」

九 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものである（以下「申請用写真」という。）

3 「同上」

別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

Diagram of a license card (別記様式第十四) with dimensions 856x540 and 796x479. The card contains the following fields:

- 氏名 (Name): 年 月 日生 (Year, Month, Day of Birth)
- 住所 (Address)
- 交付 (Delivery): 年 月 日 (Year, Month, Day)
- 年 月 日まで有効 (Valid until Year, Month, Day)
- 免許の条件等 (Conditions of License)
- 運転免許証 (License)
- 写真 (Photo)
- 公安委員会印 (Seal of the Public Safety Commission)
- 番号 (Number): 第 年 月 日 種 号 (Type, Year, Month, Day, Category, Number)

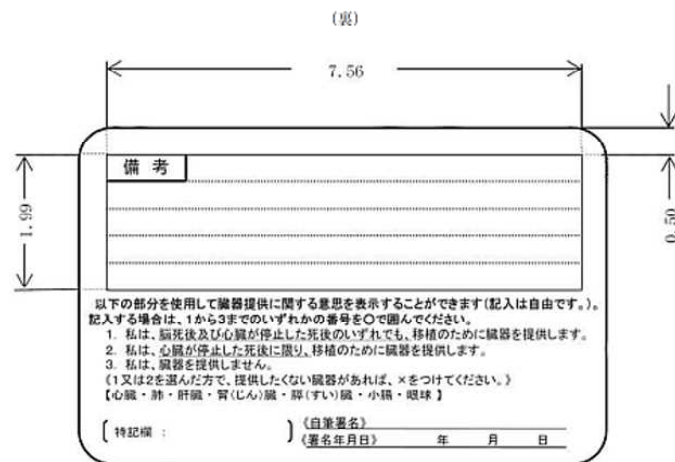
別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

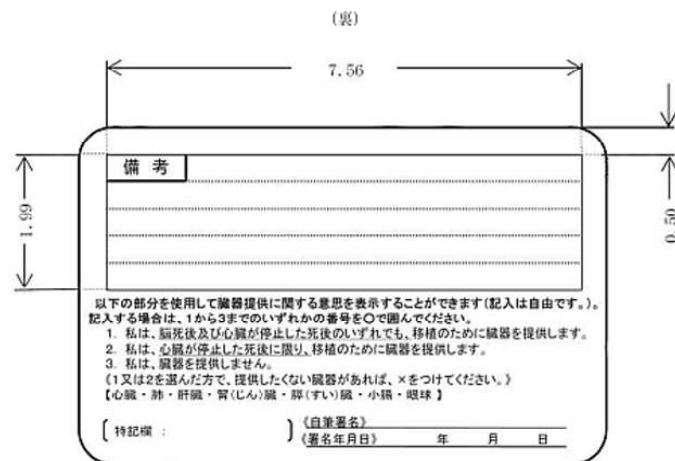
Diagram of a license card (別記様式第十四) with dimensions 856x540 and 796x479. The card contains the following fields:

- 氏名 (Name): 年 月 日生 (Year, Month, Day of Birth)
- 住所 (Address)
- 交付 (Delivery): 年 月 日 (Year, Month, Day)
- 平成 年 月 日まで有効 (Valid until Heisei Year, Month, Day)
- 免許の条件等 (Conditions of License)
- 運転免許証 (License)
- 写真 (Photo)
- 公安委員会印 (Seal of the Public Safety Commission)
- 番号 (Number): 第 年 月 日 種 号 (Type, Year, Month, Day, Category, Number)

備考
表中の「」の記載は注記である。



- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を用いて記載すること。
- 3 種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 4 表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者である場合にあっては、その旨を記載すること。
- 5 備考欄には、法第93条第2項に規定する事項、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
[加える。]
- 2 種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者である場合にあっては、その旨を記載すること。
- 4 備考欄には、法第93条第2項に規定する事項、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第十四の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。